

(単位：百万円)

No.	事業名	令和7年度 予算額	担当府省庁	備考
4. 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する				
4-①孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援				
218	社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金	136	内閣府	再掲
219	こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業	882	こども家庭庁	再掲
220	地域こどもの生活支援強化事業	17,996 の内数	こども家庭庁	再掲
221	社会的養護自立支援拠点事業	非予算事業（※）	こども家庭庁	再掲
222	休日夜間緊急支援事業	20,749 の内数	こども家庭庁	再掲
223	社会的養護経験者等ネットワーク形成事業	22	こども家庭庁	再掲
224	消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進	1,896 の内数	農林水産省	再掲
225	食品アクセス総合対策事業	124	農林水産省	再掲
226	労働者協同組合の活用促進	80	厚生労働省	
227	地域自殺対策強化交付金	3,210 の内数	厚生労働省	再掲
228	ゲートキーパーの養成・支援	3,210 の内数	厚生労働省	再掲
229	居住支援協議会等活動支援事業	1,081	国土交通省	
230	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業（社会資本整備総合交付金）	487,410 の内数	国土交通省	再掲
231	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅等改修事業（防災・安全交付金）	846,955 の内数	国土交通省	再掲
232	スマートウェルネス住宅等推進事業	16,087 の内数	国土交通省	再掲
233	公的賃貸住宅の空き住戸の活用	非予算事業	国土交通省	
234	女性活躍促進に向けた取組に必要な経費	123	内閣府	
235	刑務所出所者等の就労・住居・相談先の確保	6,137 の内数	法務省	再掲
236	民間ボランティアである保護司等による刑務所出所者等への支援等	4,850 の内数	法務省	再掲
237	孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業等	18	消費者庁	再掲
4-②NPO等との対話の推進				
238	NPO等の連携に関する経費	29	内閣府	
239	社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金	136	内閣府	再掲

4-③連携の基盤となるプラットフォームの形成				
240	N P O等の連携に関する経費	29	内閣府	再掲
241	社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金	136	内閣府	再掲
4-④行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備				
242	社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金	136	内閣府	再掲
4-⑤関連施策の推進				

※安心子ども基金を活用

(その他) 休眠預金等活用制度の活用【内閣府】

社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（内閣府孤独・孤立対策推進室）

7年度概算決定額 1. 4億円（6年度予算額 1. 3億円）

事業概要・目的

- 令和6年4月に孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）が施行され、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（同年6月21日閣議決定）において、「孤独・孤立対策推進法に基づく重点計画に沿って、交付金等も活用しつつ、自治体とNPO等との連携推進のための地方版官民連携プラットフォームや地域協議会を立ち上げる段階の自治体への伴走支援（中略）などの取組を着実に推進する」とされています。
- このため、孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方における官・民・NPO等の連携等による孤独・孤立対策の推進を支援します。

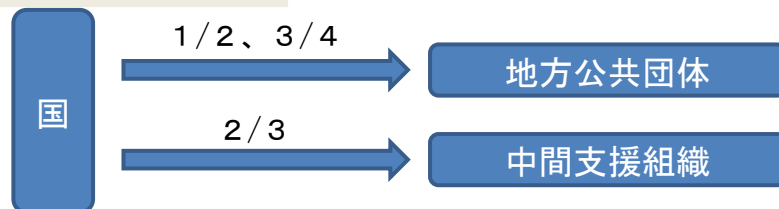
事業イメージ・具体例

- 1 孤独・孤立対策の安定的・継続的な推進に向けて、地方公共団体が実施する多様な主体による水平的な連携・協働体制の構築と地域の実情に応じた孤独・孤立対策に関する各種取組への支援を行うことにより、地方における孤独・孤立対策を推進します。
- 2 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の運営能力の向上や活動基盤の整備に取り組む中間支援組織を支援します。

（地方公共団体の基盤整備支援のメニュー）

- ・ 地方版官民連携プラットフォームの構築
- ・ 関連事業の取組方針の作成、実態把握や地域資源の調査、関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動、住民への情報発信や普及啓発活動、人材確保・育成のための研修、地域協議会の設置、相談体制の整備や居場所の設置など当事者等への支援、相談体制の整備や居場所の設置などの活動を行う団体への補助 等

資金の流れ



期待される効果

- 地方公共団体が主体となって連携・協働体制を構築するなどにより、全国各地で孤独・孤立対策が展開されます。
- 個々のNPO等の運営能力や活動基盤の底上げにより、安定的・継続的な孤独・孤立対策につながります。

令和7年度当初予算案 8. 8億円（一）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

- ・地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

- ・居場所に関する地域資源の把握
- ・居場所同士や関係機関等ネットワーク形成
- ・その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】i) コーディネーター配置（1実施主体あたり）

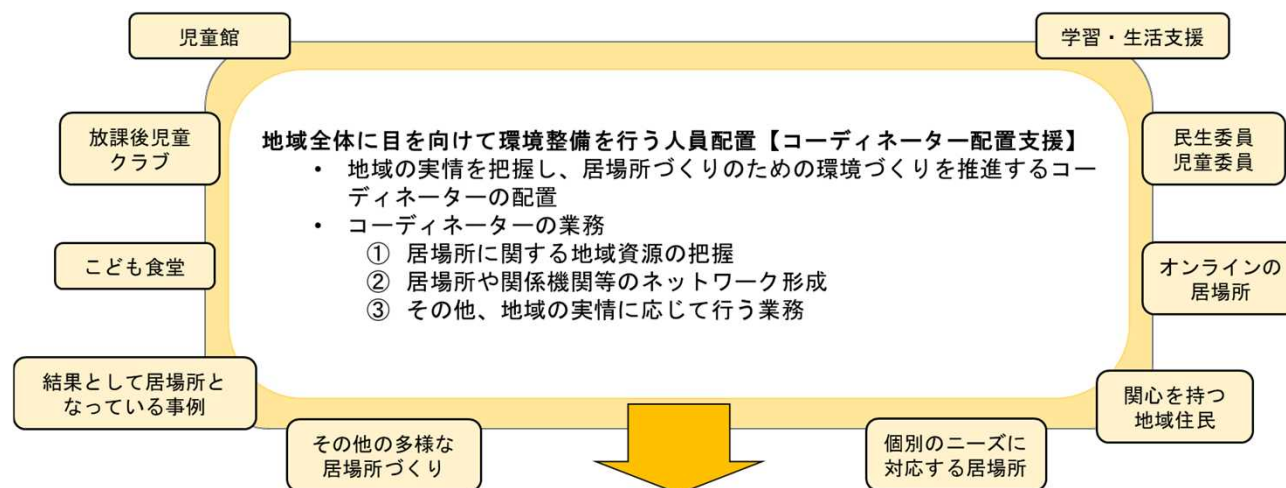
16,084千円（3名以上配置の場合）

10,848千円（2名配置の場合）

5,328千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援（1か所あたり）

50千円



全てのこども・若者が切れ目なく居場所を見つけることのできる社会の実現

＜母子家庭等対策総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 180億円の内数（163億円の内数）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とするこども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されているこども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

○地域こどもの生活支援強化事業（補助基準額：最大8,502千円）

※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：11,065千円

ア 食事（こども食堂等）や体験（学習機会、遊び体験）の提供、こども用品（文房具や生理用品等）の提供を行う事業
（補助基準額：3,070千円）

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】

（補助基準額：1,000千円）

イ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）
（補助基準額：1,520千円）

②こどもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）
（補助基準額：300千円）

ウ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域でこどもを支援するための仕組みづくりを行う事業
（補助基準額：2,912千円）

エ その他上記に類する事業

※ ア～エを組み合わせて実施（イは①又は②いずれかのみ）

○要支援児童等支援強化事業【加算措置】（補助基準額：2,563千円）

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されているこども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・立上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・地域人材(ボランティア、民生・児童委員等)の活用

食事の提供



体験の提供



こども用品の提供



発見

連携

支援が必要なこども

要保護児童対策地域協議会

市区町村



こども家庭センター



学校・教育委員会



市・町・区役所

都道府県（後方支援または直接支援）

実施主体等

【実施主体】 都道府県・市区町村 【補助率】 国：2／3、都道府県・市区町村：1／3

＜安心こども基金を活用して実施＞

事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

事業の概要

（１）相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

（２）生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

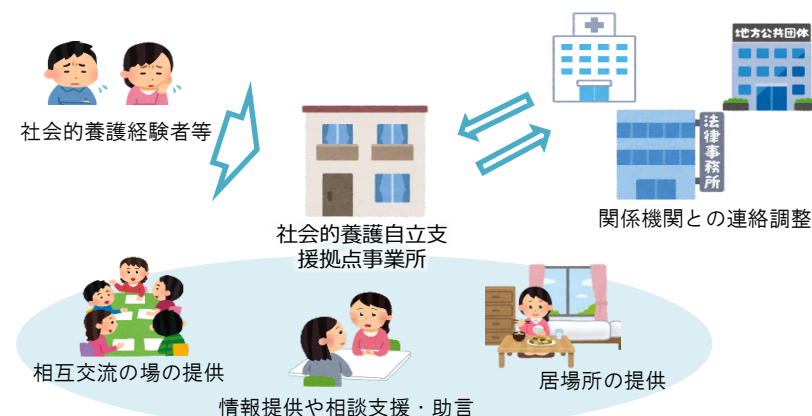
（３）関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

（４）一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※（１）～（３）は実施を必須とし、（４）は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	23,794千円	エ 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援コーディネーター 1 人			・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 生活相談支援員 1 人			・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円
・ 就労相談支援員 1 人			オ 心理療法担当職員加算		
・ 相互交流費用			・ 職員を配置する場合	1 か所当たり	6,955千円
・ 関係機関連携費用			・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1 か所当たり	887千円
イ 生活相談支援員配置加算			カ 法律相談対応準備加算	1 か所当たり	2,113千円
・ 職員を 2 人配置する場合	1 か所当たり	5,166千円	キ 開設準備経費加算	1 か所当たり	4,000千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算			ク 賃借料加算	1 か所当たり	3,000千円
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円	ケ 自立生活支援加算	1 か所当たり	2,599千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円			

※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助

（※）社会的養護自立支援拠点事業所に対する、一時避難的かつ短期間の居場所での夜間の見守り・緊急対応への体制強化に必要な経費の補助については、児童養護施設等体制強化事業（児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金）により実施。

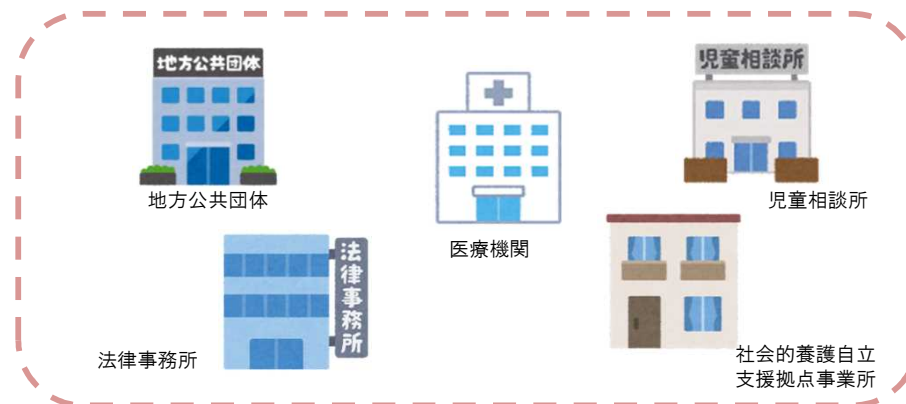
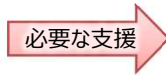
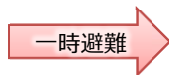
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和7年度予算案 207億円の内数（177億円の内数）

事業の目的

- 社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者に対して、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所の提供に要する経費を補助する。

事業の概要

休日夜間に緊急で一時避難が必要な社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を、社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、受け入れた施設内において一時避難場所を提供するとともに、他の必要な支援につなぐ。



実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

【補助基準額】 1か所当たり 6,995千円

＜社会的養護経験者等ネットワーク形成事業費補助金＞ 令和7年度予算案 22百万円（21百万円）

事業の目的

社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が相互に交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保するためのネットワークを構築することで、社会的養護経験者が抱える課題等を把握・共有し、適切な自立支援へつなげていく。

また、特別養子縁組を行った養子及び養親（以下「特別養子縁組当事者」という。）や、養子縁組民間あっせん機関、児童相談所等の関係機関が相互交流を図るためのネットワークを構築することで、特別養子縁組にかかる現状や課題の把握、支援にかかる好事例の共有等を通じて、相互理解を深め、特別養子縁組当事者に対する支援の強化を図る。

事業の概要

（１）社会的養護経験者等のネットワーク形成

- ・社会的養護経験者やその支援者団体、社会的養護自立支援拠点事業所及び児童相談所等の関係機関が参加する全国交流会を開催
- ・特設Webサイト等を活用して、社会的養護経験者が活用できる支援やサービス、支援者団体の周知、当事者の体験談の共有等を実施 等

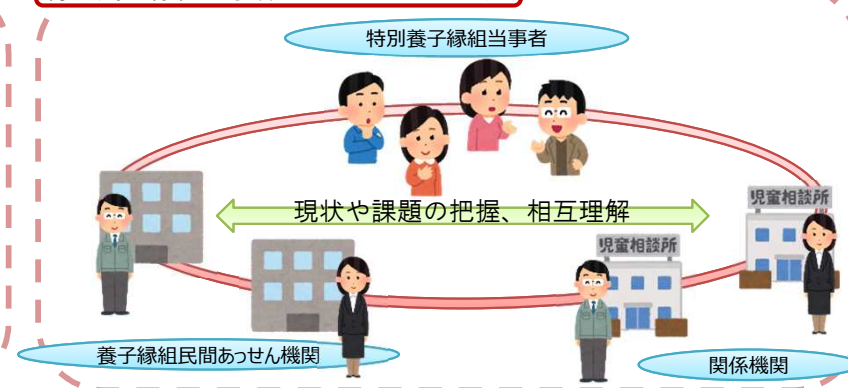
（２）特別養子縁組当事者のネットワーク形成

- ・特別養子縁組当事者や養子縁組民間あっせん機関職員、児童相談所等の関係機関が参加する全国フォーラムを開催 等

社会的養護経験者等のネットワーク形成



特別養子縁組当事者のネットワーク形成



実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により選定）

【補助率】定額（国：10／10相当）

【補助基準額】22,179千円

地域での食育の推進

【令和7年度予算概算決定額 1,896（1,720）百万円の内数】

<対策のポイント>

第4次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を引き続き推進します。その際、農林漁業体験機会の提供に加え、産直活動等の様々なチャネルを通じて生産者と消費者との交流を推進する取組や、学校給食における地場産物活用の促進に向けた機械・設備等の導入、消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に向けた技術実装を新たに支援対象とします。

<事業目標>

第4次食育推進基本計画の目標の達成

<事業の内容>

1. 食育を推進するリーダーの育成

地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダー等の育成やその活動促進を支援します。

2. 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進

食や農林水産業への理解を増進する体験機会の提供や、産直活動やCSA(地域支援型農業)の取組に向けた情報発信、商談会等、生産者と消費者との交流を促進するための取組を支援します。

3. 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

4. 学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及

学校給食向け地場産物の安定供給に向けた機械・設備等の導入、地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食等を支援します。

5. 産地・生産者への理解向上

消費行動の機会を捉えた、消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に必要な技術実装を支援します。

6. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロスの削減

環境に配慮した農林水産物・食品や食品ロス削減の取組への理解向上に向けた意識調査、セミナーの開催、飲食店等と連携した食品ロス削減に関する啓発資料の配布を支援します。

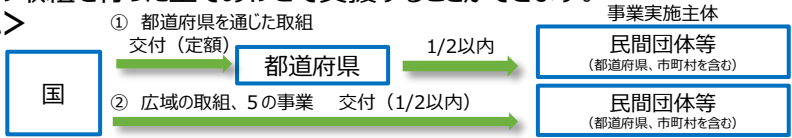
7. 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

(注) シンポジウム、展示会、交流会等の開催

食育の推進に係るシンポジウム、展示会等の開催を支援します。この取組は、1～7の取組を行った上であわせて支援することができます。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

目標（第4次食育推進基本計画の目標のうち農林漁業体験機会の提供等当省関連）

- ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす

目標の達成に資する地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供



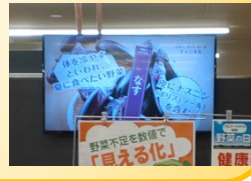
生産者と消費者との交流イベントの開催



学校給食における地場産物活用



産地情報等の効果的な発信に向けた技術実装



- ・食・農林水産業への理解向上
- ・産地・生産者との交流促進
- ・地場産物の活用促進 等

第4次食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6738-6558)

○ 食品アクセス総合対策事業

【令和7年度予算概算決定額 124（100）百万円】
（令和6年度補正予算額 500百万円）

<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・子ども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施します。

<事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の増加

<事業の内容>

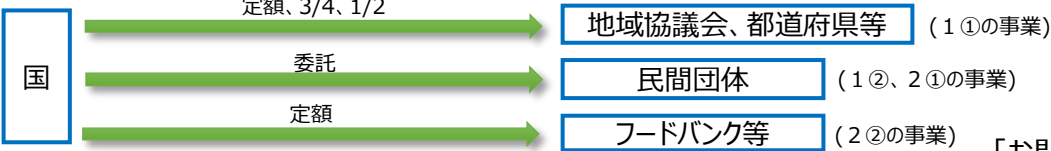
1. 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

- ① 円滑な食品アクセスの確保に向けて、地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、それに向けた現状・課題の調査等を支援します。
 - ア 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり支援
 - ㍿ 地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
 - ㍿ 関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
 - ㍿ 地域における食品アクセスの現状・課題の調査
 - ㍿ 課題解決に向けた計画の策定
 - イ 地域の体制づくりに向けた現状・課題の調査・分析
- ② 相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用等を通じて、取組の効果的な推進を図ります。

2. 食品アクセス担い手確保・機能強化

- ① 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上、物品管理や効率的な配送システムの構築に必要なノウハウ獲得等を促進するための専門家派遣等によるサポートを実施します。
- ② 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクや子ども食堂等の立上げを支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



円滑な食品アクセスの確保



- ・フードバンク等への専門家派遣等
- ・フードバンク・子ども食堂等の立上げ・機能強化支援

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課（03-3502-5723）

令和7年度当初予算案 80百万円 (62百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	約2/3			約1/3

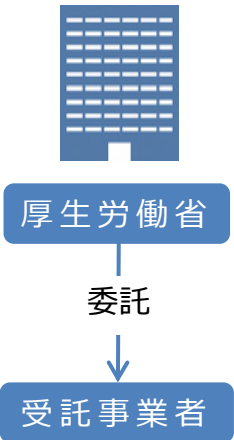
1 事業の目的

- 労働者協同組合制度の周知・広報、労働者協同組合の活用促進を図る創意工夫ある地域の取組への支援、その他円滑な法律の施行のために必要な事業を行うもの。
- 令和7年度は、法施行から2年半を経過したことを踏まえ、全国で設立された労働者協同組合の活用事例の紹介や、組合設立や運営に必要な労務管理等の知見の提供、NPO法人等から労働者協同組合への組織変更を希望する者への情報提供・発信等を行う。
- また、国がモデル地域として選定した都道府県に設置される協議会における労働者協同組合の活用を通じ、個々の事情に応じた多様な働き方が可能となる環境の整備や、働きづらさを抱える方々や女性、中高年齢者などの多様な雇用機会の創出を行う創意工夫ある地域の取組を支援し、全国展開を図る。

※ 労働者協同組合:令和4年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする法人制度

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

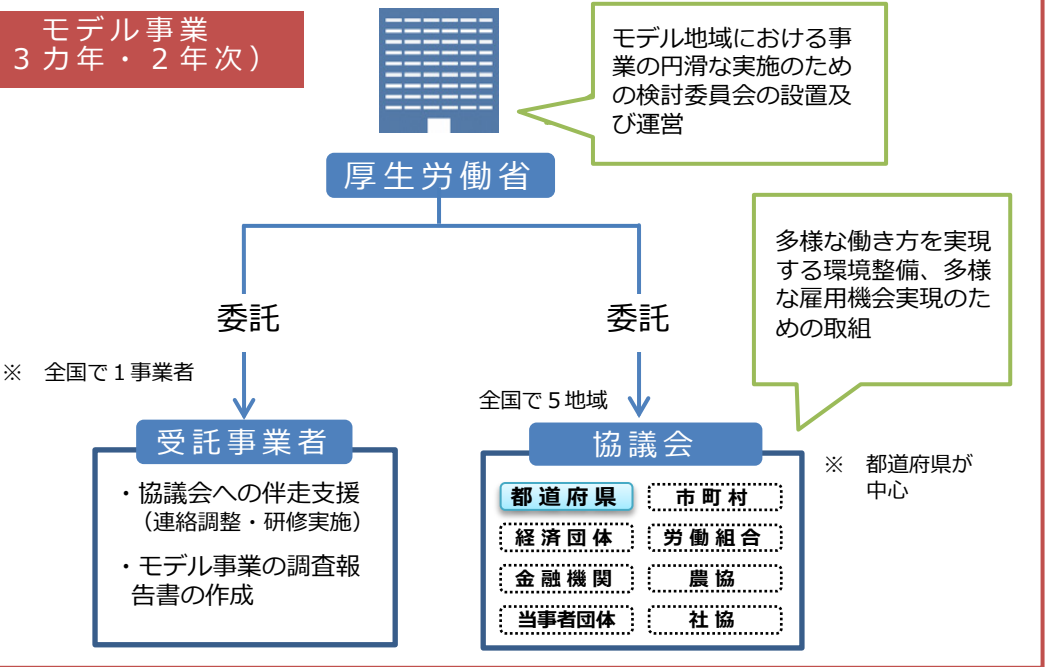
制度の周知広報・設立支援



普及啓発事業

- ・ 特設サイトの運営
- ・ 好事例動画の作成・周知
- ・ メールマガジンの発行
- ・ オンラインセミナー 等

モデル事業
(3カ年・2年次)



地域自殺対策強化交付金

令和7年度予算案 32.1億円

事業概要・目的

【事業の目的】

- 我が国の自殺者数は、21,837人（令和5年）となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

【事業の概要】

- 交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

事業イメージ・具体例

地域の実情に応じて、様々な世代やリスク要因に対応した自殺対策を実施する。

<①地域自殺対策強化事業（地方自治体向け） 交付率1/2,2/3,10/10>

- 対面、電話、SNS相談の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施

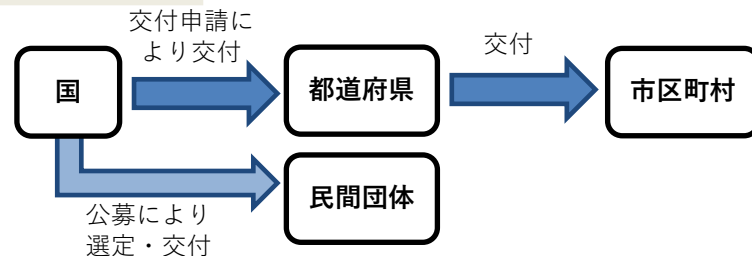
等

<②自殺防止対策事業（民間団体向け） 交付率10/10>

- 全国的な自殺防止対策に取り組む民間団体が行う
 - ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化
 - ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
 - ・ゲートキーパーになった者に対する支援

等

資金の流れ



期待される効果

地域自殺対策計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策への取組を支援し、自殺念慮者等に対し、その背景にある様々な要因に応じた「生きる支援」を行うことで、安心・安全な社会の実現に寄与し、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現が期待される。

居住支援法人等に対する活動支援

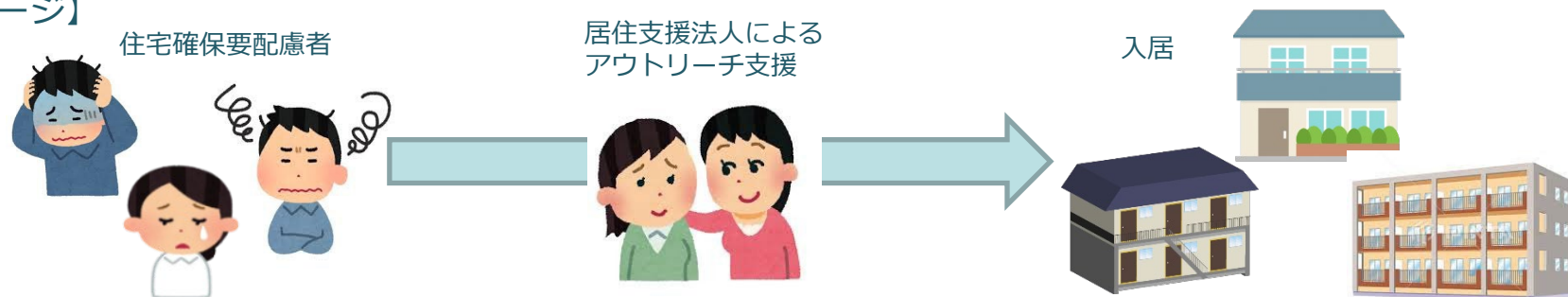
令和7年度当初予算案

：居住支援協議会等活動支援事業 10.81億円
 ：社会資本整備総合交付金 4,874.10億円の内数
 ：防災・安全交付金 8,469.55億円の内数
 ：スマートウェルネス住宅等推進事業 160.87億円の内数
 令和6年度補正予算
 ：居住支援協議会等活動支援事業 2.20億円

居住支援法人への支援①：居住支援協議会等活動支援事業

アウトリーチ型の支援（路上生活者等に対する声掛けなど、支援を必要としている方に対して出向いて働きかけを行う支援）等を行う居住支援法人に対して支援

【事業イメージ】



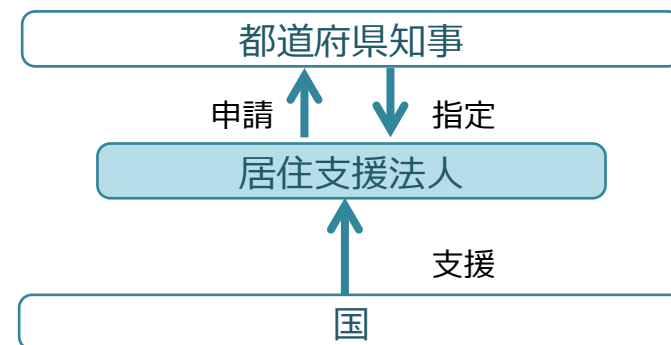
居住支援法人への支援②：セーフティネット住宅等改修事業

居住支援法人が見守り付きセーフティネット住宅等として運営するために要する準備経費（住宅確保要配慮者の居住安定に必要な工事期間の借上げ費用）について支援

居住支援法人について（928者が指定（R6.9.30時点））

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、低所得者、高齢者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能
- ・指定される法人は、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、居住支援を目的とする会社 等

【制度スキーム】



公的賃貸住宅の空き住戸を活用した生活支援と連携した住まいの提供

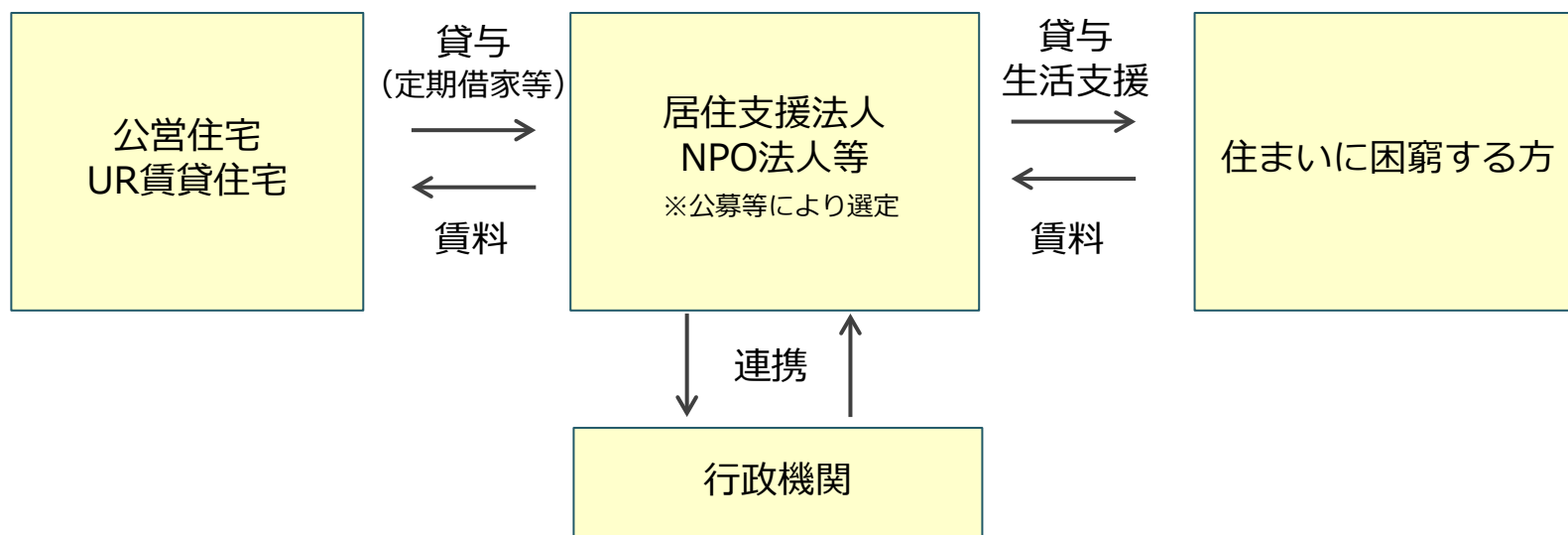
概要

- ・ 公営住宅やUR賃貸住宅の空き住戸を、居住支援法人等に対して定期借家等により低廉な家賃で貸与し、当該居住支援法人等が住まいに困窮する方々に転貸するなど、居住支援法人等の生活支援と連携した住まいの提供を推進する。

事業スキーム

- ・ 公営住宅については、本来入居対象者の入居を阻害しない範囲で、空き住戸を活用。目的外使用に当たり大臣承認手続きを簡素化（地方整備局等への事後報告で可）（令和3年4月1日施行）。
- ・ UR 賃貸住宅については、URが居住支援法人等に対し、一定期間、低廉な家賃で空き住戸を貸与。居住支援法人等が、住まいの提供や就労等を見据えた居住者の自立支援等を実施。
※UR賃貸住宅の本来の入居希望者への供給やUR全体の経営に支障が生じない、かつ、現入居者に著しい影響のない範囲で行う。

<スキーム例>



地域女性活躍推進交付金（内閣府男女共同参画局総務課）

（地域における女性活躍促進に向けた取組に必要な経費）

令和7年度概算決定額 3. 0億円（うち孤独・孤立対策NPO等支援関係 1. 2億円）

事業概要・目的

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において、国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとしてされています。
- 令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」（以下「5次計画」という。）や「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」において、女性が活躍できる地域社会を構築することが、地方創生にとっての鍵であるとの考えの下、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金により支援することとされました。
- 能登半島地震の対応を通して、「女性・平和・安全保障(WPS)」の観点も踏まえながら、災害対応の現場における女性の参画拡大を一層推進する必要があります。
- デジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据え、女性デジタル人材の育成や成長産業への円滑な移動支援を図っていくことが重要です。
- 能登半島地震の影響等により、様々な困難や不安を抱えながらも支援が届いていない女性が多いることから、寄り添ったきめの細かい相談支援を充実させることが不可欠です。
- このため、地方公共団体が、地域の関係団体やNPO等の民間団体との連携の下で行う、女性防災リーダーや女性デジタル人材・女性起業家の育成や役員・管理職への女性登用、困難や不安を抱える女性への相談支援等を地域女性活躍推進交付金により支援します。

事業イメージ・具体例

- (1) 活躍推進型 1. 0億円【補助率】2分の1
女性役員・管理職や女性防災リーダーを育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援を行います。
- (2) デジタル人材・起業家育成支援型
0. 8億円【補助率】4分の3
ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につなげる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援を行います。
- (3) 寄り添い支援・つながりサポート型 1. 2億円
様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復をできるようNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援、男性相談事業への支援を行います。
- (A) 寄り添い支援型プラス【補助率】2分の1
(B) つながりサポート型(NPO活用特化)【補助率】4分の3
(C) 男性相談支援型【補助率】2分の1

資金の流れ



期待される効果

地域において、役員・管理職や防災リーダーとなる女性の育成が進み、女性デジタル人材・女性起業家の育成が一層加速するとともに、困難や不安を抱える女性に対する寄り添った相談支援のほか、男性相談の取組への支援が進みます。

更生保護就労支援事業

【R7予算（案）額 6,136,919千円の内数】

【R6補正予算額 681,592千円の内数】

就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間の事業者が保護観察所から委託を受け、保護観察所と連携しつつ、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、関係機関等と協力して継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、就労継続に必要な寄り添い型の支援を行う事業



更生保護就労支援
事業所

- 専門的知識や経験を有する「**就労支援員**」を配置
- 令和7年度 **全国28庁**で実施（札幌、釧路、盛岡、仙台、福島、水戸、宇都宮、前橋、さいたま、千葉、東京、横浜、新潟、静岡、岐阜、名古屋、津、京都、大阪、神戸、岡山、広島、山口、高松、松山、福岡、熊本、那覇）

就職活動支援業務

矯正施設
収容中



釈放後



矯正施設入所中から就職までの隙間のない就労支援

- 施設面接等による職業適性、希望等の把握
- 保護観察所、ハローワーク等と連携した就労支援計画の策定
- 地域の雇用情報の収集及び提供
- 関係機関と連携した適切な就職活動支援

職場定着支援業務

協力雇用主



刑務所出所者等



出所者等の特性に応じた「寄り添い型」の就労支援

- 出所者等の特性の理解促進
- 職務内容の設定
- 適切な指導方法など
- 対人関係の向上
- 良好な勤務態度の醸成など

訪問支援事業について

【R7予算（案）額 6,136,919千円の内数】

【R6補正予算額 681,592千円の内数】

背景・導入の経緯

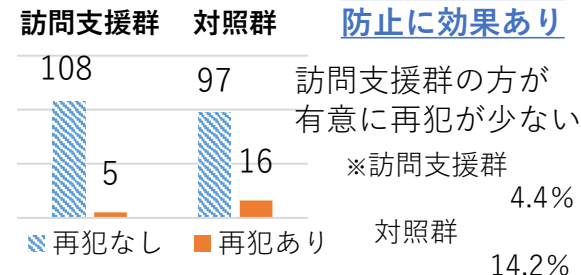
- 更生保護施設を退所するなどしてその生活基盤を地域に移行した者に対する継続的な支援を実施するため「**フォローアップ事業**」を開始（H29年度～）
- 満期釈放者の再入率を減少させるため、**更生保護施設退所者等に対する“息の長い支援”の充実が必要**（R1.12「再犯防止推進計画加速化プラン」）
- 更生保護施設退所者や満期釈放者の中には、自発的に更生保護施設に通所できないなど**援助希求能力が低く、従来の通所を中心とした「フォローアップ事業」によっては支援の手が届かない者が存在**



アウトリーチ型の「**訪問支援事業**」開始（R3.10～）

効果

訪問支援は再犯防止に効果あり



【対象】 令和3年10月から令和4年3月までの間に訪問支援を委託した113人

【方法】 訪問支援を実施した者（訪問支援群）と、訪問支援を実施しなかった者（対照群）について、同一時点における再犯状況を追跡・比較

概要

実施施設

全国**19施設**を訪問支援実施施設として指定し、**訪問支援職員**を配置

〔函館、仙台、宇都宮、さいたま、東京（2施設）、横浜、新潟、金沢、京都（2施設）、大阪、岡山、広島、高知、福岡、長崎、熊本、鹿児島〕

対象者

保護観察対象者または更生緊急保護対象者であって、実施施設を退所する等し、**現に実施施設に収容保護されていない者**

支援の方法・内容

訪問支援職員が、**更生保護施設退所者等の自宅等を定期的に訪問**するなどにより生活相談、同行支援、関係機関との協議等を実施

定期的な訪問による生活相談支援等

- ・日常生活に関する相談
- ・就労支援
- ・金銭管理指導

- ・福祉関係団体等とのケア会議
- ・行政サービスの利用援助
- ・関係機関等への同行支援

…等



緊急的住居確保・自立支援対策（自立準備ホーム）の概要

更生保護施設

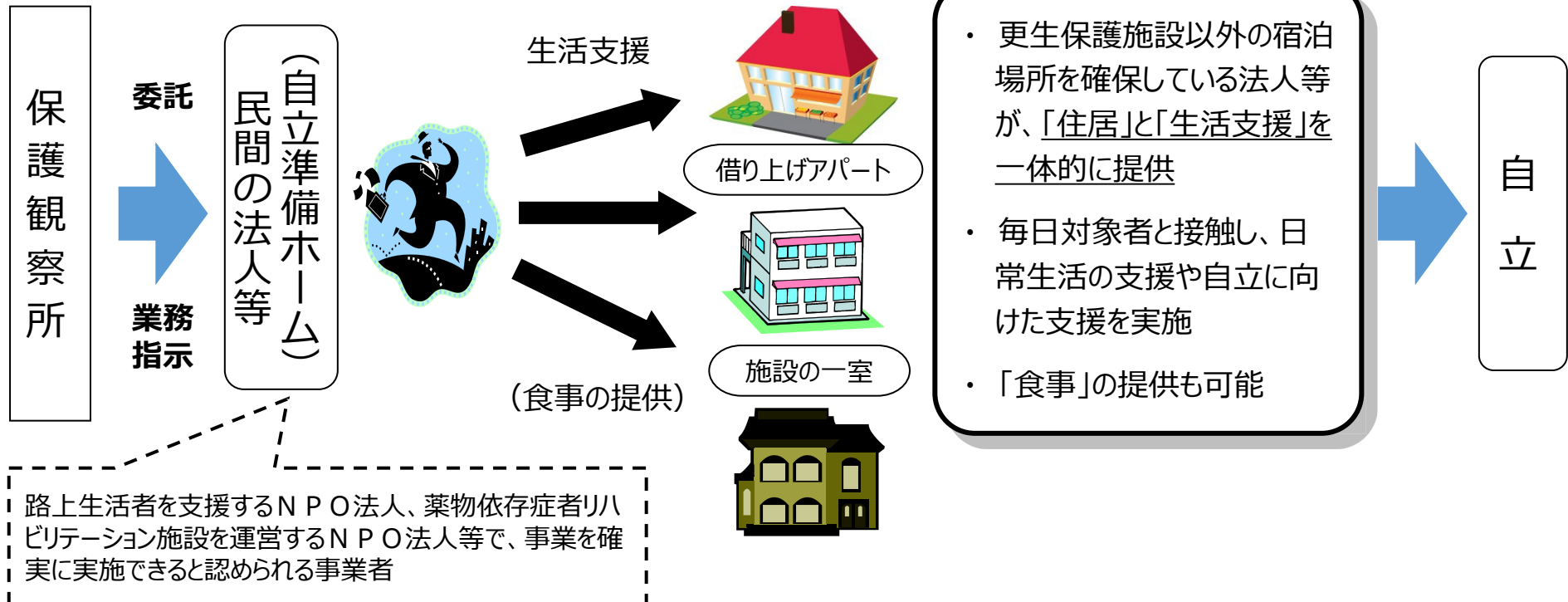
【R7予算（案）額 6,136,919千円の内数】
【R6補正予算額 681,592千円の内数】

- 更生保護施設は、生活基盤が確保できない刑務所出所者等の最後の砦
- 一方で、行き場のない刑務所出所者等は多数に上っており、多様な受皿を確保することが必要



新たな仕組みが必要

緊急的住居確保・自立支援対策



更生保護地域寄り添い支援事業

（旧・更生保護地域連携拠点事業）

- 地域において継続的な支援を必要とする犯罪をした者等に対する“息の長い”支援を確保するため、地域の関係機関等との連携に関するノウハウを有する民間事業者に保護観察所から委託（旭川・さいたま・福井・福岡）
- 民間事業者が寄り添い支援員を配置し、犯罪をした者等と支援者の双方に寄り添った支援を実施

事業内容・フロー

地域支援体制の整備

- ・地域支援体制の調査
- ・既存の地域支援ネットワーク等への参画に向けた働き掛け
- ・更生保護関係団体の支援活動等の整理・検討

支援者等への支援

- ・地域支援者との情報共有・意見交換等
- ・支援者向け研修・事例検討会等
- ・地域の支援者と連携した居場所作り等



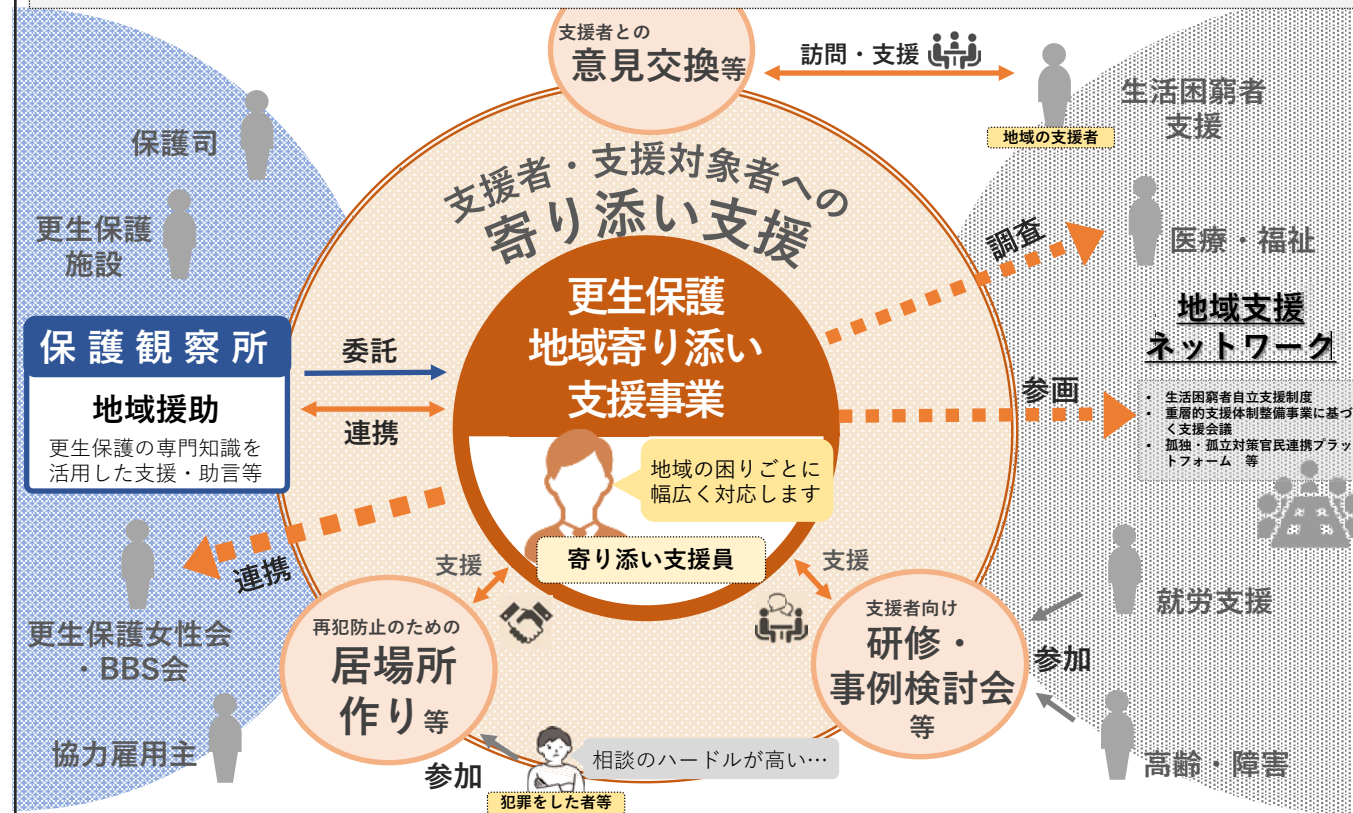
積極的に地域にアウトリーチし、支援を必要とする支援者・支援対象者の把握に努めます

支援者・支援対象者への 寄り添い支援

- 情報提供・助言等
- 支援活動への同行・同席等
- 関係機関等へのつなぎ

目的・スキーム

犯罪をした者等の安定した地域生活を図ることによって、
再犯等を防止し、安心・安全な社会の実現に寄与



保護司とは

【R7予算(案)額 4,849,581千円の内数】

【R6補正予算額 22,081千円の内数】

- 地域の人々や事情等をよく理解しているという特性を活かし、保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を実施
- 法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員だが、給与は支給されず、ボランティアとして活動

1 使命

- ・ 社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化を図り、個人及び公共の福祉に寄与する。

2 定数・現員

- ・ 定数は52,500人で、全国約880の区域（保護区）に配属され活動している現員数は約47,000人
- ・ 近年、充足率は約89%

3 任期

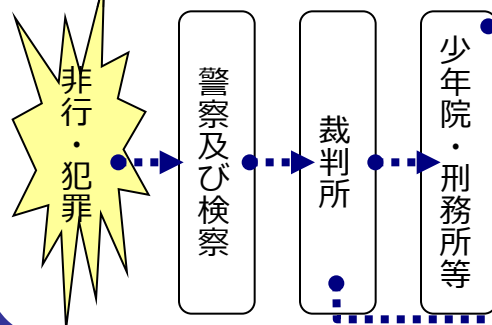
- ・ 任期は2年であるが、再任は妨げられない。
- ・ 法令上の定年はないが、原則、再任時の年齢を76歳未満として運用。
- ・ 希望すれば、特例的に、78歳の前日まで保護司活動に従事可能。

4 年齢

- ・ 平均年齢は約65歳であり、全体の約8割を60歳以上が占めている。

保護司の職務

■ 保護観察等の実施



■ 生活環境の調整

矯正施設に収容されている人が釈放されたときに、更生に適した環境で生活できるよう、収容中から帰住先の調査や引受人との話し合い、就職先等の調整を行うなどし、必要な受入れ態勢を整える。

■ 保護観察

月に2～3回程度、保護観察対象者を自宅に招くなどして面接を行い、保護観察期間中の約束事や生活の指針を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行い、毎月保護観察所に報告書を提出する。

社会復帰

■ 犯罪予防活動

- ・ 非行や犯罪の発生原因となる社会環境の改善や世論の啓発を進め、犯罪抑止力の諸条件を強化することにより、非行や犯罪の発生を未然に防ぐことを目的とする活動
- ・ 地域における様々な機関・団体と連携して行われており、保護司は、いわば地域社会のコーディネーターとしての役割も担っている
- ・ 刑期を終えて出所した人や保護観察期間を経過した人からの相談に対応している保護司会もある

※このほか、更生保護女性会及びBBS会に係る経費についても、要求している

1-② 孤独・孤立に起因する消費者被害の防止等のための啓発事業等 (消費者庁消費者制度課)

令和7年度予算(案)額 18百万円
(令和6年度予算額 30百万円)

事業概要・目的・必要性

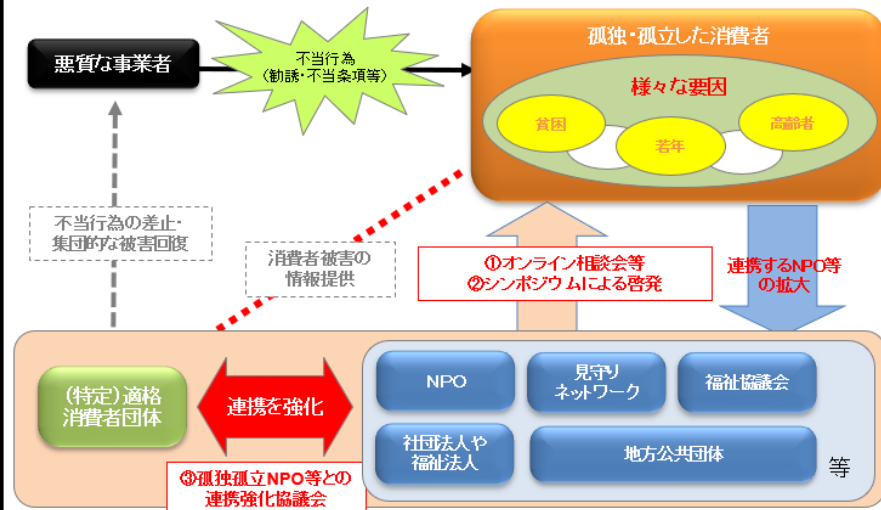
【目的・必要性】

- コロナ禍等の影響により孤独・孤立の問題が深刻化・顕在化しているところ、孤独・孤立した消費者は悪質な事業者のターゲットになりやすい状況にある。今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中で、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。
- 孤独・孤立した消費者は、情報等の格差が顕著であることに加え、周りに相談しづらい状況にあり、一般消費者に比べて被害に遭いやすく、自らによる被害の回復も困難。また、孤独・孤立の他、貧困、高齢、若年といった要素が複合的に組み合わさって被害が生じている場合が多い。
- そのため、孤独・孤立した消費者の被害の防止や回復を図るには、孤独・孤立や周辺分野の対策に取り組むNPO等との連携をより一層強化した広域的な対応が必要。

【概要】

- 孤独・孤立や周辺分野の対策を行うNPO等との連携を促進し、オンライン相談会等を通じて集中的に孤独・孤立に起因した消費者被害の把握に努めるとともに、被害の防止・回復に向けた啓発を促進する。
- 孤独・孤立に起因した消費者被害に関するシンポジウムを開催することで、孤独・孤立した消費者への啓発を図る。
- 既に連携している孤独・孤立や周辺分野の対策を行うNPO等と協議会を実施し、孤独・孤立した消費者の状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる。

事業イメージ



- 孤独・孤立を始めとする複合的な要因で生ずる消費者被害に対応するため、令和6年度に引き続き、連携するNPO等を拡大した上で、オンライン相談会を行い、より幅広く消費者被害事案を把握していく。
- また、得られた被害情報を要因を踏まえて分析し、被害予防のための注意事項を整理した上で、シンポジウムを通じて周知・啓発を図るとともに、そのような情報を、連携をしたNPO等を通じて、より幅広い孤独・孤立した消費者に対して提供する。
- 連携をしているNPO等と協議会を実施し、一人ひとりの多様な事情やニーズ等の状況に合わせた、切れ目のない、きめ細かな相談支援につなげるための取組につき協議する。

資金の流れ



期待される効果

- NPO等との連携の強化を通じ、依然として支援の手が届きにくい現状にある、孤独・孤立した消費者の消費者被害の防止・回復を促進する。

NPO等との連携に関する経費（内閣府孤独・孤立対策推進室）

7年度概算決定額 0.3億円（6年度予算額 0.3億円）

事業概要・目的

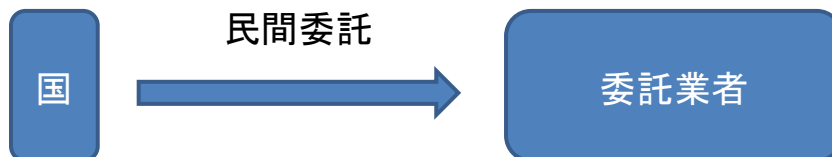
- 孤独・孤立対策を官・民・NPO等が連携して総合的に進めていくため、「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を令和4年2月25日に設置しています。
- 経済財政運営と改革の基本方針2024(令和6年6月21日閣議決定)では「孤独・孤立対策推進法に基づく重点計画に沿って、……NPO等の諸活動への継続的な支援、支援の担い手やつながりサポーターの育成、予防の観点から緩やかなつながりを築ける居場所づくり、人と人とのつながりを生むための分野横断的な連携の促進などの取組を着実に推進する」とされています。
- 現在、プラットフォーム事業として、①複合的・広域的な連携強化活動として、分科会などの開催、②孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動として、シンポジウムを複数回開催、③情報共有、相互啓発活動として、メールマガジンの発信、事務局訪問記の実施、孤独・孤立対策に資する調査などを行っています。また、事業支援のための委託をしています。

事業イメージ・具体例

- 【プラットフォーム事務局の運営】
 - ・ 総会や幹事会、事務局会議（総務担当幹事）等会議開催、また、プラットフォーム会員の入会、退会、登録内容の変更など各種手続きを支援します。
- 【シンポジウムの開催】
 - ・ 孤独・孤立に係る支援事業を実践しているNPO等から事例や課題の紹介、意見交換を実施します。
- 【分科会の運営（年間あたり3テーマ）】
 - ・ 分科会の日程調整、Web会議運営、記録・集約等を実施します。
- 【調査の実施】
 - ・ 孤独・孤立対策に資する活動を行うNPO法人等の活動の状況・先進事例・課題の把握や、官民や団体間の連携の効果・要因等に関する調査などを実施します。

※この他、社会情勢の変化やプラットフォーム会員からの意見を踏まえて、各種事業を実施します。

資金の流れ



期待される効果

- 本事業の実施により、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを通じた孤独・孤立対策におけるNPO等の連携・推進や、政策課題、対応策等を議論し、施策の充実が図られます。
- NPO等の連携が進むことで、複合的・継続的な支援が必要な方に行き渡り、様々な支援体制の構築が促進されます。